

大田区立蒲田小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめはいじめを受けた児童の心と身体に深く長い傷を残すものであり、どの学校でも、どの学級にも起こりうる」という基本認識にたち、児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校を目指すとともに、いじめ問題の未然防止はもとより、早期発見・早期対応を図るため、いじめ防止対策推進法第13条及び大田区いじめの防止基本方針に基づき、本校のいじめ防止等の取組に関する基本的な方向や内容等について「大田区立蒲田小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

<本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」>

- いじめ問題対応における学校の核として、「学校いじめ対策委員会」を組織する。
構成は、校長、副校長、主幹、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーとし、状況に応じて担任等の関係する教員を加える。
役割として、いじめ防止等の取組に関すること、相談内容の把握、組織的な対応、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- いじめを早期に発見し、保護者等に早期の情報提供を行い、「学校いじめ対策委員会」を核として「組織的な指導」を行い、早期対応、解決を図る。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の扱いを考慮し、本校の教職員で共有する。
- 「道徳教育」の推進や「いじめに関する授業」を実施し、学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- 「教員研修」や日頃の生活指導を徹底し、児童、教職員の人権感覚を高める。
- 日頃から児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築き、児童や保護者、地域、関係機関からの情報を収集し対応する。
- 「学校評価」においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員による評価を行い、次年度の取組の改善に生かす。

1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 いじめ防止対策推進法第2条より
--

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場にたち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って児童、保護者の話を傾聴するとともに組織的に事実関係を確認し、対応する。

2 学校における具体的な取組

学校は、保護者、地域及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な取組を行う。

(1) 未然防止について

<児童に対して>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を計画、実施し、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人が、かけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級活動の指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるよう、日常の様々な活動の中で指導を行う。
- ・「いじめを見て見ないふりをするはいじめをしていることにつながる」ことや「いじめ」を見たら、勇気をもって担任の先生をはじめ先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、いじめの情報を知らせることは決して悪いことではないことを併せて指導する。

<教職員に対して>

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるよう、一人一人の児童を生かす授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む「道徳教育」や「学級指導」の充実を図る。
- ・「いじめは決して許されない」という姿勢を教職員がもっていることを朝会、学年集会、学級活動など様々な活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気付くことができるよう、「いじめ発見のチェックシート」等を使用し、教職員自身が「鋭敏な感覚」をもち、児童の様子を観察できるよう努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聴く姿勢をもつ。
- ・「いじめの構造」やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、教職員自身の人権感覚を磨き、自己の言動に注意して児童を指導する。
- ・問題を担任一人で抱え込まず、管理職への報告や学年会や同僚への協力を求める意識をもち、「学校いじめ対策委員会」と情報を共有する。

<学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌を学校全体につくる。
- ・都教育委員会の「ふれあい月間」（6月、11月、2月）において、大田区の「学校生活調査」やいじめに関する「アンケート調査」を学期に1回実施し、その結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。

- ・スクールカウンセラー等による「いじめ問題に関する校内研修」を行い、「いじめ」について教職員の理解と対応力を高める。
- ・校長が、「いじめ問題に関する講話」を全校朝会で行い、「いじめは絶対に許されない」ということや「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・いじめ問題に関して、周囲の児童の意識を醸成するために、「代表委員会が中心となった取組」を行うように指導する。
- ・スクールカウンセラーによる児童や保護者の面接を実施することにより、児童や保護者が「いつでも、誰にでも」相談できる教育相談体制の充実を図る。

＜保護者・地域との連携として＞

- ・保護者や地域の方に対して、自宅や校外で児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に連絡、相談していただくことを依頼する。
- ・いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携が大切であることを学校便り、道徳授業地区公開講座、地域連絡協議会等で伝え、理解と協力を依頼する。
- ・地域連絡協議会委員で構成する「学校サポートチーム」により、「学校いじめ対策委員会」を支援する。

(2) 早期発見・早期対応について

＜早期発見にむけて・・・「変化に気付く」＞

- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに「学校いじめ対策委員会」にも報告し、校内で情報を共有する。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教職員は積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・アンケート調査、個人面談を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示し、児童との信頼関係を深める。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTA や地域の青少年対策委員会等の会議で、「地域での見守り」など、いじめ問題をはじめとする健全育成について話し合いを進めることを依頼する。

＜相談ができる・・・「誰にでも」＞

- ・「スクールカウンセラーによる5年生を対象とした全員面接」を実施し、相談しやすい環境を作るとともに、スクールカウンセラーとのつながりを築く。
- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝える。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって相談を受け、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。

＜早期の解決を・・・「いじめが疑われる些細な案件に対しても」＞

- ・ 教員による把握や児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害児童、加害児童といった二者関係だけでなく周囲の児童に対しても学級、学年、全校として問題を捉え指導する。
- ・ 事実関係を把握する際には、「学校いじめ対策委員会」を中心に学校として組織的な体制の下に行う。
- ・ 加害児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、いじめをやめさせる。
- ・ いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめる行為なのかに気付かせるような指導を行う。
- ・ いじめてしまう気持ちを聴き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・ 事実関係を正確に関係する保護者に伝え、学級、学校での指導、家庭での対応に仕方について、学校と連携し合っていくことを伝える。
- ・ 「いじめ」が解決したと判断した後でも、「学校いじめ対策委員会」で継続して関係する児童を見守っていく。

(3) 重大事態への対処に係る教育委員会との連携について

- ・ いじめの事実を確認した場合の大田区教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、大田区教育委員会に指導・助言を求め、学校として組織的に対応する。

* 「重大事態とは」

いじめにより、児童の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当な期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある状況のこと